

定

款

令和3年5月27日改定

株式会社 **天満屋ストア**

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社天満屋ストアと称し、英文では
TENMAYA STORE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、雑貨、家庭用品および食料品の加工ならびに販売
2. 家庭電気製品、玩具、家具、美術工芸品、時計、眼鏡、貴金属、レコード、
楽器、スポーツ用品、書籍および化粧品の販売
3. 計量機器、厨房機器、光学機器、通信機器、事務用機器および医療用機器の
販売ならびに修理
4. 自動車、自転車等の車輛、ヨット、モーターボート、これらの部品および付
属品の販売ならびに修理
5. 米穀、塩、たばこおよび酒類の販売
6. 前5号に掲げる商品の通信販売、割賦販売ならびに輸出入業
7. 医薬品、医薬部外品、工業用薬品、農薬、毒物および劇薬の販売ならびに薬
局の経営
8. 郵便切手、収入印紙および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
9. 飲食店、プレイガイド、遊技場、駐車場、スポーツ施設および文化教室の経
営
10. 旅行業法に基づく旅行業ならびに旅行業代理業
11. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介ならびに空気温調設備、電気設備、
給排水衛生設備、昇降設備およびガス設備等の保守管理
12. 割賦販売斡旋業ならびに割賦債権買取業
13. 金銭の貸し付け、金銭の貸借の媒介および保証ならびに集金の代行
14. 損害保険代理業ならびに生命保険募集業
15. 各種企業に対する経営指導ならびに業務受託
16. 発電および売電に関する事業ならびに電気自動車への充電サービス事業
17. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市におく。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人をおく。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に
よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し
て公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取り扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基 準 日)

第10条 当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第16条 当会社は、取締役10名以内をおく。

(選 任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

④ 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第21条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第22条 当会社に、監査役4名以内をおく。

- ② 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

(選 任)

第23条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第25条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。

- ② 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第30条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(取締役の任期に関する経過措置)

本定款第18条の規定にかかわらず、2020年5月27日開催の第51回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2022年開催の第53回定時株主総会終結のときまでとする。本附則は、当該期間経過後これを削除する。

